

◎佐賀県条例第27号

佐賀県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び佐賀県警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
 (佐賀県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 佐賀県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年佐賀県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(服務の宣誓) 第2条 新たに公安委員となった者は、 <u>知事の面前において別記様式による宣誓書に署名</u> してからでなければ、その職務を行ってはいならない。	(服務の宣誓) 第2条 新たに公安委員となった者は、 <u>別記様式による宣誓書を知事に提出</u> してからでなければ、その職務を行ってはいならない。

(佐賀県警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 佐賀県警察職員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年佐賀県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、 <u>警察本部長(以下「本部長」という。)</u> 又は本部長の定める者の面前において、 <u>別記様式による宣誓書に署名</u> してからでなければ、その職務を行ってはいならない。 2 略	(職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、 <u>別記様式による宣誓書を警察本部長(以下「本部長」という。)</u> に提出してからでなければ、その職務を行ってはいならない。 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。